

## 高知市市民活動サポートセンター会議室利用について

高知市市民活動サポートセンターは、ボランティア活動や公益性のある非営利の市民活動をサポートする目的で設置されました。

この設置目的にあった活動を行う団体や、これから活動に参加してみたい活動希望者の方などにご利用していただけます。

開所時間            月曜日～金曜日            10:00～21:00  
                         土曜日                        10:00～18:00  
※準備と後かたづけ（現状復帰）は利用者が利用時間内に行ってください。

休所日                        日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

会議室                        2室  
                         ①会議室1（大会議室）  
                                 定員：30名程度  
                                 利用料：1時間410円  
                         ②会議室2（小会議室）  
                                 定員：18名程度  
                                 利用料：1時間250円

※ボランティアや公益性のある活動を行う団体が、その目的のために利用する場合は、利用料が免除されます。

※料金には消費税及び地方消費税が加算されます。

### 利用規程

①サポートセンターは、市民活動支援の為の施設です。公益性のある市民活動に関わる団体が優先的にご利用いただけます。初回のご利用の前には、団体の活動内容が分かる資料を提出して下さい。

②申し込み受付期間は利用日の3ヶ月前から予約を受け付けます。予約は1団体・グループにつき3回分までです。ただし、平日（月～金）10:00～18:00の会議室予約については、回数の制限はしておりません。

③当日の利用時間までに利用申請書の提出と料金（有料の場合）の支払いをお願いします。利用申請書と料金の受領を持って正式申し込みとします。

④以下のような場合は、ご利用をお断りします。あらかじめご了承ください。

- ・営利を目的とする利用と認められるとき。
- ・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的と認められるとき。
- ・政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- ・特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする利用と認められるとき。
- ・前各項に掲げる物のほか、サポートセンター設置の目的に反する利用と認められるとき。
- ・公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ・施設又は施設器具等を破損するおそれがあると認められるとき。
- ・演奏、合唱、シュプレヒコール等で大きな音の出る練習、催しのとき。
- ・前各項に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

### 当日のご利用にあたって

- 会議室の利用時間は厳守して下さい。会場の準備と後かたづけも利用時間内に各自でお願い致します。特にテーブル、イスの配置を変えられた際は利用前の状態に戻すようお願いいたします。
- 許可を受けないで、飲食や飲酒、飲食物その他の販売、火気の使用、はり紙、くぎ打ち等をしないでください。
- 喫煙は指定された場所で行います。
- 湯呑みや急須はサポートセンター内の食器棚のものをお使い下さい。それ以外（台所や水切りかごの食器）はご使用にならないようご注意ください。使用後は洗って元の位置に、後かたづけをお願いします。
- たかじょう庁舎には駐車場がありません（ただし、障害のある方で自動車を利用される方は若干の専用スペースがあります）。お車でお越しの方は近隣の有料駐車場をご利用下さい。また、県庁前地下駐車場ご利用の方は60分のみ無料のスタンプがありますのでスタッフにお申し出ください。